平成２３年（フ）第４０３４号
大阪府枚方市山之上３丁目４番12―101号
債務者　江草　紫野
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０４１号
大阪府高槻市柱本６丁目21番２号
債務者　松本　佑美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０４２号
大阪府門真市柳田町９番10号
債務者　山口せき子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０４８号
大阪市鶴見区安田２丁目２番８号
債務者　大迫　博俊
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７８号
長崎県長崎市大園町３番２―703号、旧住所長崎県長崎市大園町６番３―306号
債務者　中山　麻理
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
長崎県長崎市香焼町414番地　Ｋ３―505
債務者　稲垣　厚子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８４７号
札幌市東区東苗穂８条３丁目14番28号
債務者　平間　美香（旧姓阿部・久保田）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５０号
北海道江別市緑町西１丁目４番地の１　305
債務者　西村　知紗（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３３号
札幌市西区八軒10条東４丁目３番36号　パステル八軒101号
債務者　達崎　竜一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２５号
札幌市豊平区豊平３条13丁目１番26号　フラワーパレス102号
債務者　佐藤　泰昭
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６号
北海道増毛郡増毛町南畠中町３丁目249番地の12
債務者　工藤　麻美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第７号
北海道留萌市住之江町３丁目85番地の１
債務者　三浦八重子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第９９号
群馬県高崎市江木町309番地５　市住アーバンハイツ江木602号
債務者　萩原まち子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４７２号
奈良県香芝市穴虫956―14、開始決定時の住所奈良県北葛城郡上牧町服部台２丁目８番20号
破産者　田中　綱紀
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
奈良県北葛城郡王寺町久度２丁目20番18号
破産者　藤井　義子
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
奈良県宇陀市菟田野区松井173番地の７
破産者　片石　卓利
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４７６号
茨城県小美玉市竹原1719番地５、開始決定時の住所茨城県日立市日高町２丁目２番６号
破産者　原田　文夫
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３２４号
茨城県土浦市荒川沖東３丁目25番25号
破産者　作宮　　諄
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係